

【申請者本人が来庁することが困難であることを証する書類】

| やむを得ない理由と認められるケース   | 本人の来庁が困難であることを証する書類   |
|---------------------|---|
| 中学生、小学生及び未就学児       | 生年月日が確認できる書類（保険証、島民カード等）  |
| 高校生、高専生             | 学生証、在学証明書   |
| 長期入院者               | 入院診療計画書、診療明細書<br>入院していることが確認できる領収書、<br>医師の診断書、病院長が作成する顔写真証明書                              |
| 施設入所者               | 介護保険被保険者証等、入所していることがわかる書類、<br>施設長が作成する顔写真証明書  |
| 要介護・要支援認定者          | 介護保険被保険者証、認定結果通知書等<br>介護支援専門員及びその所属する事業者の長が作成する<br>顔写真証明書                                 |
| 75歳以上の高齢者           | 生年月日が確認できる書類（保険証、島民カード等）<br>※ハガキ下部の委任状及び暗証番号欄、ハガキの余白に<br><b>本人の来庁が困難である旨の記載</b> が必要になります。 |
| 長期出張者、長期に航行する船員等    | 勤務先が作成した長期出張の事実を証明する書類  |
| 海外留学している者           | 査証の写し、留学先の学生証の写し等   |
| 病気、身体等の障害により来庁が困難な者 | 身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証<br>特別児童扶養手当証書、障害福祉サービス受給者証等                                       |
| 身体以外の障害のある者         | 自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書<br>障害福祉サービス受給者証等  |
| 妊婦                  | 母子健康手帳<br>妊婦検診を受診したことが確認できる領収書又は受診券   |
| 成年被後見人              | 代理権を証明する書類（登記事項証明書）   |
| 被保佐人及び被補助人          | 代理権を証明する書類（登記事項証明書の代理行為目録）  |